

市立外小・中学校等給食費等の多子世帯保護者負担軽減事業のお知らせ

鴻巣市では、子育て環境の更なる充実を図るため、市立外の小・中学校等に就学している児童・生徒を養育する保護者に対し、3人目以降の児童・生徒の学校給食費相当分（ただし、鴻巣市立小・中学校の学校給食費月額11ヶ月分を限度とする。）を申請により給付します。

1 対象となる方（すべて該当する方）

- 保護者及び児童・生徒は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、鴻巣市に住所を有する。
- 学校給食費の滞納がない。
- 学校給食費等の費用を保護者が負担している。
- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方から数えて、3人目以降の児童・生徒を養育し、その児童・生徒が次のいずれかに該当する。
 - ①就学している市立外の学校等（他市町村立、私立、県立特別支援学校、県立中学校等）から学校給食（ミルク給食含む）の提供を受けている、又は学校給食等がなく、弁当等を持参している。
 - ②食物アレルギーにより、学校給食の一部又は全部を停止している。
 - ③小・中学校で学校給食を停止し、フリースクール等で昼食の提供を受けている、又は持参した昼食を食べている。
- 学校給食費に係る他の助成制度を国、県、市その他の団体から受けている場合、その助成金等（学校給食費に係る部分に限る）は、本給付金の限度額を超えていない。

【限度額】

小学校（部） 第1～6学年	中学校（部） 第1～3学年
49,500円	57,200円

2 給付対象期間

令和7年4月分から令和8年3月分までの学校給食費相当額

3 申請方法

「鴻巣市立外小・中学校等給食費等多子世帯保護者負担軽減事業給付金支給申請書兼請求書」を鴻巣市立中学校給食センターへ提出してください。

申請受付期間：令和8年3月13日（金曜日）まで（当日消印有効）

4 申請書配置箇所

鴻巣市立中学校給食センター、教育総務課（本庁舎3階34番窓口）で配置。市ホームページからダウンロード可能。

5 決定について

支給決定可否については、令和8年3月下旬までに決定通知書又は却下通知書を郵送します。

【問い合わせ・提出先】

鴻巣市立中学校給食センター
〒365-0044 鴻巣市滝馬室 587-1
電話 048-543-5333 FAX048-543-5322

給付金支給申請額の考え方

例1【多子世帯に該当し、鴻巣市立の中学校に通学していて牛乳アレルギーで牛乳を停止している方】

対象期間 令和7年4月1日～ 令和8年3月31日

① 鴻巣市立中学校の生徒が多子世帯（※1）に該当し、給食費を免除された金額 5,200円/月×11か月分（※2）＝57,200円	
牛乳代 1,080円/月×11か月分（※2）	② 牛乳アレルギーの生徒の給食費 4,120円/月×11か月分（※2）＝45,320円

多子世帯（※1）に該当し、アレルギーの無い生徒は5,200円/月の給食費の補助を受けていることから、アレルギー対応による給食費との差額分を市立外小・中学校等給食費等多子世帯保護者負担軽減事業の給付金で支給する。

給付金支給申請額 57,200円－45,320円＝11,880円（①－②）

※1 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者から数えて3人目以降の児童・生徒を養育し、その児童・生徒が通学する学校から、給食の提供を受けている、又は弁当等を持参している。

※2 支給申請月数は、対象期間から給食の提供がない8月分を除いた月数になります。

備考

小学校（部） 給食費 4,500円/月 牛乳アレルギー 3,420円/月 牛乳代 1,080円/月
中学校（部） 給食費 5,200円/月 牛乳アレルギー 4,120円/月 牛乳代 1,080円/月

例2【多子世帯に該当し、特別支援学校（中学部）等に通学していて、県から就学奨励費等で半額補助を受けている方】

（例）特別支援学校の給食費 5,000円/月
就学奨励費等で補助 2,500円/月（半額補助）

対象期間 令和7年4月1日～ 令和8年3月31日

① 鴻巣市立中学校の生徒が多子世帯（※1）に該当し、給食費を免除された金額 5,200円/月×11か月分（※2）＝57,200円	
	② 就学奨励費等（助成金等受領額分） 2,500円/月×11か月分（※2）＝27,500円

特別支援学校等に通学し、多子世帯（※1）に該当する生徒は、給食費を免除されていないため、県・市等により補助を受けている金額を控除した金額を市立外小・中学校等給食費等多子世帯保護者負担軽減事業の給付金で支給する。

給付金支給申請額 57,200円－27,500円＝29,700円（①－②）

※1 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者から数えて3人目以降の児童・生徒を養育し、その児童・生徒が通学する市立外の学校等から給食の提供を受けている、又は給食がなく、弁当等を持参している。

※2 支給申請月数は、対象期間から給食の提供がない8月分を除いた月数になります。